

## 第3期障害福祉計画策定について

### 1 基本的理念

第2期計画の考え方を踏襲し、第2次千葉市障害者計画と同様の基本的理念と同様のものとします。

第2次障害者計画の基本理念：すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、相互に個性を尊重し、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる

### 2 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

### 3 障害福祉サービスの提供体制の確保

#### (1) 数値目標

##### ①第3期障害福祉計画が目指す目標

国の基本指針に基づき第2期福祉計画と同様に、以下の3項目について設定することとなる見込み

- ア 福祉施設から地域生活への移行目標値
- イ 退院可能な精神障害者の減少に係る数値目標値
- ウ 福祉施設から一般就労への移行目標値

##### ②各項目の数値目標の設定（現時点での見込み）

#### ア 福祉施設から地域生活への移行目標値

項目	基準時点	終了時点	3期目標値	2期目標値
地域移行者数	平成17年	平成26年度末	3割以上	1割以上
入所者の削減数	10月1日		1割以上	—※

※ 県の「基本的な考え方」において、目標に位置づけられないこととされていることから、第2期計画では目標値としていない。

#### イ 退院可能な精神障害者の減少に係る数値目標

社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、国の基本指針に基づいて設定する。

（現行：H17.10.1時点の45%、実数150人）

#### ウ 福祉施設から一般就労への移行目標値

項目	基準時点	終了時点	3期目標値	2期目標値
一般就労への移行者数	平成17年度	平成26年度末	4倍以上	

※ この他、第2期計画では、次の2項目について県の基本的な考え方に即し、目標値として定めず、上記目標に関連した項目として、それぞれ次のように目指すこととしている。

項目	3期計画	2期計画
就労移行支援事業利用者数	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上	平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち2割以上
就労継続支援（A型）利用者数	平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割	平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割

#### (2) サービスの見込量の考え方

サービスの見込量についても、国の基本指針に即して設定する。

なお、国の基本指針では、次の内容が示される見込みである。

- ①第2期計画策定時点の基本指針で示しているサービスの見込量の算出の考え方は、基本的に変更しないこと。
- ②旧体系施設が全て新体系に円滑に移行できるようサービス量を見込むべきこと。

※各種経過措置の取り扱いや、障害者自立支援法の改正により創設されるサービス（相談支援、同行援護）の見込量の考え方についても示される見込みである。

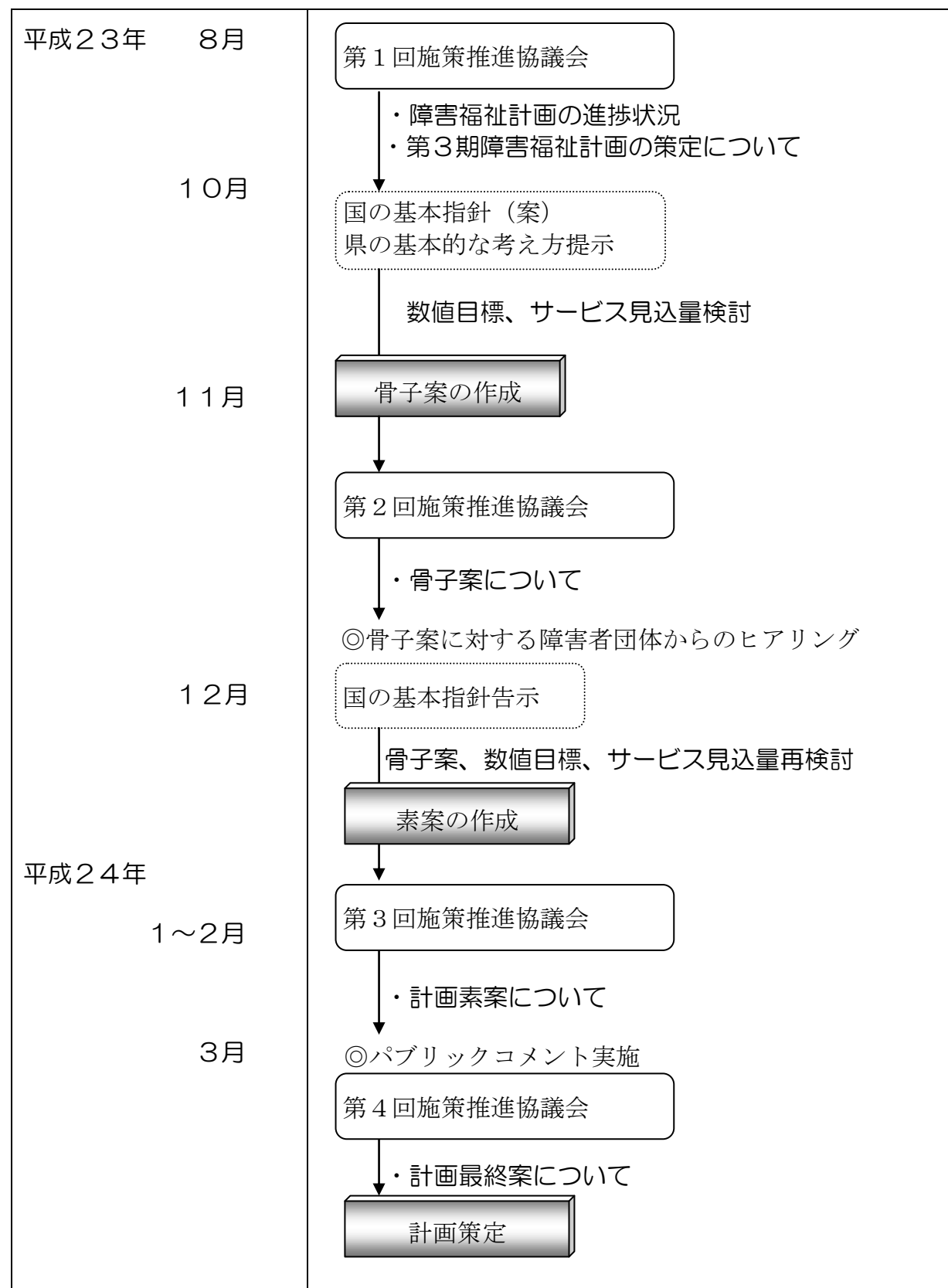
### 4 計画策定の留意点

○第2期障害福祉計画の到達点及び国の基本指針、県の基本的な考え方に即して策定する。

○第3期計画の計画期間は3年間であるが、新法の施行時期（自立支援法の廃止時期）により、第3期計画期間途中の平成24年度の1年間又は、平成24年度・平成25年度の2年間で終了することが前提となるため、「現在のサービス見込量や伸び率をもとに数字を伸ばすだけでも可とする（厚生労働省資料）」など、策定事務の合理化についても検討する。

○障害者団体からのヒアリング及びパブリックコメント手続を実施するなど、関係機関及び利用者等の意見を反映する。

## 5 計画策定のスケジュール



## <参考>最近の国の動向について

平成	21年	9月	連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針 ●障害者自立支援法の廃止を明言 ●制度の谷間がなく応能負担を原則とする総合法を創設
	22年	12月	「障がい者制度改革推進本部」（内閣府）設置
		1月	「障がい者制度改革推進会議」（内閣府）第1回開催
		4月	非課税以下無料措置
		4月	「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」（厚労省）第1回開催
		5月	障害者自立支援法等の一部改正法案提出（議員立法） →成立直前に首相辞任により本会議流会・閉会・廃案
		6月	「障がい者制度改革推進本部」基本方針閣議決定 ●障害者基本法の一部改正（H23年法案提出） ●障害者総合福祉法創設（H24年法案提出・H25.8月施行） ●障害者差別禁止法（H25年法案提出）
		11月	障害者自立支援法等の一部改正法案提出（議員立法）
		12月	障害者自立支援法等の一部改正法 可決成立 （12月10日公布） ●利用者負担の見直し ●障害者の範囲の見直し ●相談支援の充実 ●障害児支援の強化 ●地域における自立した生活のための支援の充実
	23年	7月	障害者基本法の一部改正法 可決成立 ●障害者に「発達障害」を含めることを明記 ●新たに、円滑な投票のための投票所の整備、司法手続における手話通訳者の配置など意思疎通の手段確保、東日本大震災で障害者に避難情報が伝わらなかったケースを踏まえ、防災・防犯について必要な施策を講じることなどを規定 ●内閣府に障害者政策委員会を設置